

## 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

平成30年10月より、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置づける場合に、当該ケアプランを市町村に届け出ることが義務付けられました。

### 1. 届出対象

届出の対象となる訪問介護の種類は、生活援助中心型サービス（生活援助加算は対象外）とし、厚生労働大臣が定める届出の要否の基準となる回数（1月あたり）は下記のとおりです。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※月変更で要介護度が変更となる場合は、より多い回数を基準とします。

### 2. 届出時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をした居宅サービス計画のうち、上記回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに提出してください。

### 3. 届出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン届出書（兼理由書）
- (2) 居宅サービス計画書（ケアプラン）第1表～第7表の写し  
※第5表は、生活援助に関する記載部分のみで可
- (3) 課題分析表（アセスメント）の写し
- (4) 訪問介護計画書の写し

### 4. 届出先

健康福祉部 介護保険課 介護保険係  
電話 0172-52-2111（内線 525）